

室蘭工業大学建築工学科同窓会 創の会 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、室蘭工業大学建築工学科同窓会創の会と称する。
- 第2条 本会には東京支部を設ける。
2 会員の意向により、役員会の承認を得てその他の地域に支部を設けることが出来る。
- 第3条 本会の本部事務所は、室蘭工業大学建築系学科・コースに置く。
- 第4条 本会は会員相互の親睦をはかり、室蘭工業大学建築系学科・コースの発展に寄与する事を目的とする。

第2章 事業

- 第5条 本会は目的達成のため次の事業を行う。
- 1) 会誌の発行（隔年）
 - 2) 総会、懇親会などの開催
 - 3) 建築系学科・コースに対する支援
 - 4) 会員の慶弔
 - 5) その他、本会の目的達成に必要と認められる事業

第3章 会員

- 第6条 本会の会員は「正会員」「特別会員」をもってこれを組織する。
- 第7条 本会の正会員は、室蘭工業大学建築工学科および建築系学科・コースの卒業生、および同専攻大学院修了生とする。
- 第8条 本会の特別会員は、室蘭工業大学建築工学科および建築系学科・コースの新・旧教員とする。

第4章 役員

- 第9条 本会には次の役員を置く。
- 会長 1名
副会長 2名（内1名は東京支部長）
監査 1名
総務 若干名
会計 1名
書記 2名
- 第10条 本会に幹事を置く。
2 幹事は各卒業年次毎に1名とし、会長が之を委嘱する。
3 役員会の承認を得て、幹事を補佐するために各卒業年次に副幹事2名以内を置くことが出来る。副幹事は会長が之を委嘱する。
- 第11条 支部には支部長を置く。
2 支部長は各支部において選出する。
- 第12条 本会の役員、幹事、副幹事、支部長の任務は次の通りとする。
1) 会長は会務を統括し本会を代表する。

- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。
 - 3) 監査は本会の会計を監査する。
 - 4) 総務は会務全般を司る。
 - 5) 会計は経費全般の出納を司り収支決算を総会に報告する。
 - 6) 書記は会務全般の記録および会員名簿を整理保管する。
 - 7) 幹事、副幹事および支部長は本会の会務を分担し本会の連絡の中心となる。
- 第13条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第5章 会議

- 第14条 本会の会議を総会、役員会、幹事会とする。
- 第15条 定例総会は隔年1回とする。但し役員会にて必要と認めるとき臨時総会を開く。
- 第16条 総会は次の事を決議する。
1) 事業計画
2) 収支決算および予算の承認
3) 会則の変更
4) 役員を選出
5) その他目的達成に必要な事項
- 第17条 総会の議決は出席会員の3分の2以上を以て決する。但し、重要な議案は東京支部総会を経ていなければならない。
- 第18条 役員会は、会長、副会長、監査、総務、会計、書記の役員を以て構成し、本会運営の中心となる。
- 第19条 幹事会は役員と幹事、副幹事を以て構成し、会と会員の連絡をはかる。

第6章 会計

- 第20条 本会の運営は次の収入を以て当てる。
1) 会費
2) 事業収入
3) 寄付金
4) その他の収入
- 第21条 正会員は年会費として2000円を納入する（会誌発行時に2年分まとめて納入する）。但し、総会の承認により臨時会費を徴収できる。
- 第22条 本会の会計年度は、8月1日に始まり、翌々年の7月31日に終わる。

付 則

- 本会則は昭和61年11月8日から施行する。
本会則は昭和63年11月5日から施行する。
本会則は平成4年10月23日から施行する。
本会則は平成18年10月27日から施行する。
本会則は平成22年10月27日から施行する。